

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-1 地域防災力の向上	施策責任者	危機管理部長 木村 幸司
目指す姿	自助・共助・公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。		
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、国民保護計画、地震防災対策アクションプログラム

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	26.7	4/39位	14.3	20/39位	●令和5年度実施の市民意識調査において、「地域防災力の向上」の施策に対する重要度は上がり、満足度は大きく下がりました。この要因として考えられるのは、対象年度に本市で豪雨災害による甚大な被害を受けたことや能登半島地震の発生により自然災害に対する市民の危機感の増大によるものと分析します。
R 4	15.2	9/39位	30.1	6/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	自主防災組織率（世帯割）	%	実績	88.2	88.3			100	県平均 R2: 96.2% R3: 96.1% R4: 97.1% R5: 97.2%
			達成率（%）	88.2	88.3				
②	自主防災組織の活動に参加している市民の割合	%	実績	9.6	11.1			50	
			達成率（%）	19.2	22.2				
③	家具固定を行っている市民の割合	%	実績	37.7	28.4			50	県民意識調査（3年毎公表翌年度）H28: 45.5% R1: 53.0% R4: 48.5%
			達成率（%）	75.4	56.8				
④	水や食糧などを備蓄している市民の割合	%	実績	52	45			70	
			達成率（%）	74.3	64.3				
⑤	災害協定締結件数	件	実績	48	59			80	岩出市 R1: 54件 R2: 60件 R3: 62件 R4: 66件 R5: 68件
			達成率（%）	60.0	73.8				

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①	地区単位での組織設立となるため、人口減少の影響はあるものの、区長会などで、防災研修を行うなど、推進啓発する必要があります。
②	令和5年度は、防災訓練が分散型にて実施されたことに加え、地域の防災訓練が増え微増しているものの、令和8年度の目標値との開きが大きい。
③	実績値は低下しているものの、家具固定の支援事業への申請件数の増加などから、防災意識の向上につながってきていると考えています。
④	自主防災組織等の訓練・研修の際に啓発を行っているが、実績値は低下してきており、個人備蓄などの「自助」の重要性について更なる啓発が必要となっています。
⑤	各地での甚大な災害の報道発表により企業からの働きかけも多く、協定締結件数が順調に増えています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●全国的に大規模災害が相次ぎ発生していることから、災害時における円滑で迅速な避難の確保と災害対策の実施体制の強化を図るため、2021（令和3）年度に「災害基本法」の一部が改正され、避難勧告・避難指示の一本化や障害のある方や高齢者などの避難行動要支援者の個別計画の作成が市町村において努力義務となりました。
●本市では、自主防災組織の組織率100%を目指して設立を推進していますが、人口減少や高齢化などの理由により、組織が設立できていない地域もあります。
●新型コロナウイルス感染症の発生以降、集団での防災研修や防災訓練が充分に実施できていません。また、避難所を開設する際ににおいても、集団感染を防ぐための対策が必要になりました。
●迅速で正確な防災情報の伝達のため、防災行政無線の放送内容の聞き直しサービスの導入や市のホームページやメール配信サービスを活用した情報伝達手段の充実を図っています。
●行政の防災対応力の強化を目指し、職員による防災訓練を行うとともに、防災マニュアルの整備を進めています。また、物資の供給をはじめとしたさまざまな分野の民間企業との災害協定の締結を進めています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○市民の防災意識の向上と災害対策を促進する必要があります。
○自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
○避難所環境の充実とスマートな避難所開設、運営に向けた取組が必要です。
○災害対策本部機能の充実と計画的な備蓄物資・資機材の整備が必要です。
○誰もが確実に防災や災害の情報を入手できるように伝達手段の充実が必要です。
●職員の防災対応力の強化として、研修や訓練の実施が必要です。
●大規模災害が発生した場合に全般的な協力体制や機能維持の構築が課題です。
●策定した支援計画に基づき、実際の受け入れ体制や施設についての検討が必要です。
●障がい者や児童等の避難行動に支援をする市民の避難方法や情報伝達について対策が必要です。
●備蓄食料や防災資機材の計画的な整備及び保管場所の確保が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	防災意識の啓発、普及	<ul style="list-style-type: none"> ●家具固定の促進を図るため、平成29年度から家具転倒防止対策促進事業の実施と啓発を行い、令和2年度から同事業の申請を簡素化し、啓発方法を工夫したことにより、申請件数が目標件数に達しました。 ●小学生から防災意識をもつてもらうため、小学生の高学年を対象に防災教室を平成28年度から実施し、避難体験等6つのコーナーを設け実施しました。 ●自主防災組織設立を促進するため、自治会活動の場において、自主防災組織の必要性について啓発を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●家具固定の促進を更に進めため、事業実績を検証し、啓発方法を工夫し、継続実施する。 ●小学生から防災意識を持つてもらうため防災教室を継続実施します。 ●自主防災組織設立を継続して促進するため、自治会活動の場において、必要性について啓発を強化し、また研修の派遣要望には積極的に参加していきます。 ●地域の防災のリーダーを育成するため、防災士資格取得の補助を行い、地域防災力強化を推進します。 ●令和6年度に紀の川市ハザードマップを更新し、市内の危険箇所や市民の避難行動の円滑実施に向け、全戸配布し啓発を継続します。 ●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を実施するため、個別避難計画を作成します。
	危機管理消防課			
②	防災施設などの計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線のデジタル化事業完了後、防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るとともに、防災行政無線開直しサービスのフリーダイヤル化や防災情報ライン連携など新たな伝達手段を導入しました。 ●震度感知式鍵ボックスの設置完了後、避難してきた市民が速やかに避難できる訓練を、いつでもどこでも学習することができる市民避難所開設Web学習を促進しました。 ●避難してきた市民が安全で安心して過ごせるよう、引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図りました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るため、総合防災システムを導入し市民の防災情報収集を促し、避難行動の迅速化に努めます。 ●地震発生時に速やかに地域住民が避難所を開設・運営できるよう、震度感知式鍵ボックスや防災倉庫等の使用方法をSNS等を活用し周知を行います。 ●引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図ります。
	危機管理消防課			
③	行政の防災対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●実災害の対策を振り返り、職員防災マニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施しました。 ●災害対策本部機能の充実として、災害対応の共有化を図るシステムに関し、現在運用している防災行政無線と連動している情報共有システムの検証及び見直し、関係部署が活用できるシステムの内容を検討しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して策定している職員防災マニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施します。 ●災害対策本部機能の充実強化として、新たに総合防災システムの導入を行い迅速な災害対応ができるように、関係部署と連携して操作研修を実施します。 ●新たな情報伝達手段の円滑運用及び更なる情報伝達方法について、調査・研究を行います。
	危機管理消防課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 災害発生時の対応について「自助・共助・公助」の連携が不可欠であるため、地域の自主防災組織の設立促進や活動の活性化に向けた訓練や研修会の推進を引き続き行います。
- 備蓄食料や防災資機材の維持管理及び、整備充実に努めるとともに、各種事業所等との災害協定の締結に努めます。
- 新たな防災支援システムを導入し、災害発生時の職員間の情報共有や災害対応の円滑化、効率化をすすめるとともに、ポータルサイトやメール配信等による市民へのスマーズな情報共有に努めます。
- 策定した受援計画に基づき、物資の受け入れ体制や各避難所施設に応じた搬入方法などについて、関連する災害協定事業者等と連携した訓練を実施する等により、有事の際の円滑な受援方法の構築をすすめます。
- 障がい者や児童等の避難行動に支援を要する市民の避難計画を作成します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	令和5年度において発生した、台風2号災害において多くの被害、また、能登半島地震の災害の報道を受け、市民意識調査の重要度については、9位から4位に上昇しました。また、満足度においては、6位から20位になっており、地域防災力の更なる向上が求められています。成果指標をみると、全てにおいて目標値を達成できていませんが、自治区長等から訓練の要望等も増加しており、防災意識の向上、各避難所の開設についても習得に向け熱心に訓練していただいていることからも、すこしずつ防災力は向上していると評価します。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備	施策責任者	危機管理部長 木村 幸司
目指す姿	安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。		
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	6.6	23/39位	28.0	5/39位	●令和5年度実施の市民意識調査において、「効率的で効果的な消防体制の整備」の取組に対する重要度は上昇し、満足度は、令和4年度調査結果から下がる結果となりました。これは、可能な限り消防活動等を実施したことにより市民の認知度が上がったことが大きな要因と考えられます。また、満足度は低下しているものの順位は同じです。
R 4	6.9	28/39位	34.8	5/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	71.3 71.3	69.1 69.1			100	
②	消防団員の充足率	%	実績 達成率 (%)	94.7 94.7	92.3 92.3			100	定数1,407人 各年4/1現在数人 H30:1367人 R2:1351人 R3:1339人 R4:1333人 R5:1299人
③	火災発生件数	件	実績 達成率 (%)	29	29			20件未満	
④	消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	43.8 62.6	37.2 53.1			70	
⑤	消防団協力事業所制度登録事業所数	事業所	実績 達成率 (%)	7 100.0	7 100.0			7	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①令和4年度に比べ微減となっているのは、6月の豪雨災害時の現場に災害出動したが、被害が大きかったためと考えています。
- ②消防団各方面隊が団員数確保の努力をしているが、微減となっています。
- ③火災発生件数は同数であるが、誤報出動扱いが6件増加しており、実質火災件数は減少傾向となっています。
- ④地域の消防訓練指導や火災想定訓練等を実施・啓発したが、令和4年度より実績が下がった。
- ⑤新規登録はなかったが、既登録事業所は継続できていると考えます。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 全国的に消防団員の高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。本市の消防団員は県内2位の規模を備えていますが、消防団員の2008（平成20）年度末時点の平均年齢が43歳であったのに対し、2023（令和5）年度末時点では49.4歳となっています。
- 特に山間部では消防団員の高齢化や担い手不足が深刻となっており、平野部においてサラリーマンなどの被用者団員が増えています。そのため、2018（平成30）年度から消防団協力事業所を増やし、消防団員が活用しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 消防団女性分団と近畿大学生物理工学部内に消防団本部近畿大学部を設立しました。
- 毎年度、地域の消防施設の整備や資機材の配備をするなど消防力の向上を図っていますが、約800か所ある防火水槽については、老朽化が進んでいます。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 消防団員の確保と消防団組織の再編に向けた検討が必要です。
- 消防団活動を効率的・効果的に実施するため、消防団員の能力向上と新たな技術・機器の導入が必要です。
- 消防団の認知度向上を図るために、活動を広く周知する取組が必要です。
- 市民や事業所の火災予防に対する意識の向上に向けた取組が必要です。
- 消防施設や資機材の継続的な更新整備が必要です。
- 災害時には、地域の企業や女性防火クラブ等の協力体制の構築が必要です。
- 火災や行方不明捜索等には迅速な状況把握が必要なため、ドローン等の先端技術を活用できる組織的な人材確保が必要です。
- 那賀消防組合の運営について、現状では人事、施設整備等の予算については2市の協議が必要で、場合によっては迅速性を求める案件でも円滑に進まない事もあります。今後、常備・非常備消防の一體運営等の検討が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	持続可能な消防団体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団協力事業所制度を普及させるため、継続・新規登録の啓発活動をしました。 ●消防団の質の向上のため、活動時の安全確保につなげるよう基本的な訓練を実施しました。 ●女性消防団の活動の場を広げていけるよう、全国女性活性化大会に参加、防火防災啓発活動を実施しました。 ●学生消防団の活動の場を広げていけるよう、消防団本部訓練の参加、防火防災啓発活動を実施しました。 ●県消防操法大会出場に係る選手団員や消防団幹部の負担軽減を図る取組を計画しました。 ●消防団員の処遇改善に関し、団員報酬の見直しや安全装備品の充実等を推進しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の報酬・手当の見直しや装備品の充実、消防団応援の店制度の導入を行ない、処遇の改善を図ります。 ●山間部などにおける消防団員の高齢化や担い手不足に対するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的な消防体制の検討を行ないます。 ●消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりに努め、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防体制を強化するため、学生消防団認証制度を浸透させます。 ●消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を充実させ、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、ドローンを活用した消防団活動を充実させるため、団員のドローン操縦者を育成します。 ●女性分団、学生分団近畿大学部の育成を継続的に行い、消防団活動の活性化を図ります。 ●消防団の認知度向上を図るために、活動内容などを積極的に情報発信します。
	危機管理消防課			
②	火災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発を努めます。 ●那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。
	危機管理消防課			
③	消防・救急・救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●岩出市と那賀消防組合と連携し、消防・救急・救助体制の維持に努めました。 ●那賀消防組合の消防指令車等の更新を実施しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●岩出市と那賀消防組合と連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。 ●那賀消防組合の消防指令車等を計画的に更新します。 ●那賀消防組合の消防庁舎の老朽化に伴い、東署の更新のため令和7年度に設計に着手し、今後、中署の更新の計画を進め安定した消防防災施設の整備を実施します。
	危機管理消防課			
④	消防施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ積載車などの計画的な修繕・整備を行いました。 ●消防団員の安全を確保するため個人装備品（活動服、ヘルメット等）やテント等の資機材の充実を図りました。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、ドローンの点検整備を実施して、火災や行方不明捜索に迅速な対応を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ積載車などの計画的な修繕・整備を行います。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、高性能ドローンを活用して、水難捜査や大規模災害時の人命救助を迅速に対応できるよう体制の構築を行います。
	危機管理消防課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密に連携・協力し、効率的・効果的に実施するため、能力向上と新たな技術・機器の導入、安全・速やかに活動できる消防体制を構築し、市民が安心して暮らせるようを整備して行きます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	紀の川市においても消防団員の高齢化や被用者団員が多く、その対策として女性分団、学生分団の活動を活性化、消防団協力事業者表示制度の継続的な推進、消防団応援の店制度の導入など処遇の改善を図り、消防団本部及び各方面隊の訓練、会議等の回数は目標及び令和4年度を上回りました。市民意識調査の「効率的で効果的な消防体制の整備」に対する満足度は5位と依然として高順位となっている。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-3 災害に強いまちの形成	施策責任者	建設部長 弓場 正己
目指す姿	大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。		
関係課	建設総務課、道路河川課、住宅政策課、農地整備課、危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、耐震改修促進計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	40.3	1/39位	-7.7	36/39位	●浸水害が発生したことにより、重要度は1位となり、満足度と満足度順位とともに大きく下がった。なお、国・県管理河川において、土砂が堆積しており草・木が生茂り川の流れが阻害されているため、堆積土の浚渫および草・木の伐採の要望が寄せられています。
R 4	25.5	4/39位	6.1	23/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	災害対策に対して満足と感じている市民の割合	%	実績 24.3	17.7				50	
			達成率 (%) 48.6	35.4					
②	ため池改修箇所数	か所	実績 26	31				46	防災重点農業用ため池301か所
			達成率 (%) 56.5	67.4					
③	住宅耐震改修の補助件数	件	実績 12	10				4年間で80件	
			達成率 (%)						
④			実績						
			達成率 (%)						
⑤			実績						
			達成率 (%)						

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①	災害対策に対して満足と感じている市民の割合	%	実績 24.3	17.7				50	
			達成率 (%) 48.6	35.4					
②	ため池改修箇所数	か所	実績 26	31				46	防災重点農業用ため池301か所
			達成率 (%) 56.5	67.4					
③	住宅耐震改修の補助件数	件	実績 12	10				4年間で80件	
			達成率 (%)						
④			実績						
			達成率 (%)						
⑤			実績						
			達成率 (%)						

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●本市には、2023（令和5）年度末現在696か所の農業用ため池があり、そのうち豪雨や地震時に警戒が必要な防災重点農業用ため池として301か所が県により指定されています。農業用ため池の防災・減災対策でため池改修を進めていますが、ソフト面での対策としてため池の水位計や監視カメラ・雨量計設置の推進が求められています。
●大きな被害が予想される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えるため、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震改修を促進しています。
●農村地域の防災・減災力向上に向け、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月1日施行）により、防災重点農業用ため池として（令和5年度末現在）301か所が指定し、ため池の改修が31か所完成。
●年度によって増減はあるが、一定数の改修工事がなされており、耐震化が図られていますが、50%という数値から、制度の周知を進める必要があります。
●都市部を流れる河川であって、河川整備等による浸水被害の防止が、市街化の進展等により、困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川で、特定都市河川制度として指定されることにより、流域における雨水貯留対策の強化や、水災害に対応したまちづくりとの連携等、流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることができます。
●洪水・土砂災害・ため池ハザードマップを作成済みです。
●管内には56ヶ所の排水機場・排水樋門等が設置されています。（国管理樋門等33ヶ所、市管理樋門等16ヶ所、市管理排水機場7ヶ所）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○老朽化した水防施設の適正な維持管理や更新整備が必要です。
●過去の被害を検証し、同様の被害が発生しないよう治水対策や土砂災害対策が必要ですが、ハード面での対応には限界があります。
●さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることが必要です。
●農業用ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる適正な保全管理や整備改修が必要です。
●旧耐震基準で建築された住宅の耐震化に向けた取組が必要です。
●維持管理において、自治区等で管理している施設は人口の減少や高齢化により管理が追いついていない部分もあります。
●ため池改修については、ハザードドップにより防災意識の向上と併せて地元・水利関係者への安全に対する理解が必要であるため、今後も事業に関する説明及び啓発を引き続き推進します。
●ため池の防災工事を進めるには、全面改修では高額となり改修にも年数が掛かり、計画的な整備も難しくなっているなか、部分改修を増加させることが必要です。また、放置され使用されていないため池については関係者と協議の上、可能なため池については用途廃止及び防災対策工事を実施することで、ため池決壊及び下流域浸水の被害を軽減させることが必要です。
●排水機場や排水樋門等の施設の老朽化に伴う適正管理や施設の更新及び想定を超える災害に備え新たな施設の整備が必要です。
●安定的な施設の運用に向けた体制づくりが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	治水・排水対策の推進 建設総務課、道路河川課、危機管理消防課	●岩出狭窄部対策事業について完成しました。 ●SNSを活用し、市民に対して各地域の避難所の開設方法について周知を行いました。 ●市が管理する準用河川と普通河川について、河川氾濫を未然に防ぐため、構造物の修繕や河道に生えている立木の撤去・堆積土の撤去を行いました。 ●藤崎狭窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望しました。	普通	●市が管理する準用河川と普通河川の氾濫・浸水被害を未然に防ぐため、計画的に河川の浚渫や護岸改修を進めます。 ●藤崎狭窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望します。 ●水防法に基づき見直された浸水想定区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行います。 ●過去の大雨等で浸水した実績のある3地区（貴志川町丸柄・貴志川町前田・桃山町調月）の河川に設置した水位観測装置により水位の上昇による市道の冠水状況及び自主避難の目安として地域住民に知らせ被害の軽減を図ります。
②	土砂災害防止対策の推進 建設総務課・危機管理消防課	●県に対し、土砂災害防止対策の要望を行いました。 ●SNSを活用し、市民に対して各地域の避難所開設方法について周知を行いました。	普通	●引き続き、県に対し土砂災害防止対策の要望を行います。 ●土砂災害防止法に基づき見直された土砂災害警戒区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行います。
③	農地・農業用施設の災害対策の推進 農地整備課・危機管理消防課	●防災重点農業用ため池の防災工事については、受益面積・事業費の条件に合う工事について、県営で改修を進めています。 ●激甚災害により、農業用施設等災害復旧補助について令和5年度に拡充しました。 ●国営総合農地防災事業の事業推進を行いました。 ●防災重点農業用ため池の防災工事が実施出来るように地元と協議を行いました。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の点検整備を適正に行いました。 ●排水機場・排水樋門等操作員へ災害時の待機・出動の連絡調整や訓練・研修の実施、契約・支払い等の実績管理を行いました。	普通	●ため池の防災工事について、県営事業以外のため池（受益2ha以上から5ha未満）団体営についても改修を行っていく必要があります。 ●使用されず放置されているため池については、廃止を推進します。 ●劣化状況及び豪雨耐性評価に基づき改修計画を進めて行くうえで全ての防災重点農業用ため池の防災工事について、今後、地元負担金を求める事を検討する必要があります。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の老朽化による対策を適正に行っています。 ●排水機場・排水樋門等操作員へ災害時の待機・出動の連絡調整や訓練・研修の実施、契約・支払い等の実績管理を行っていきます。
④	住宅耐震化の推進 住宅政策課	●さまざまな機会を通して、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めています。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費の補助を行うことで、耐震化を促進しています。	普通	●住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めています。また、国、県の補助制度を活用し、耐震化を促進します。
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●令和5年度6月2日豪雨において、激甚災害指定された事を鑑み、農地・農業用施設災害復旧事業で20件の国庫補助事業実施に至りました。また市単独事業として農地・農業用施設災害復旧事業補助金において補助率の拡充(50%→65%)や個人農地の復旧に1件あたり最大20万円までの補助を実施しました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 排水機の保全計画に基づき、更新・長寿命化などの対策を計画的に進めます。
- 国営総合農地防災事業の農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 県・地元と連携を取りながらため池改修を実施します。
- ため池の適切な管理を行うため、水位計・監視カメラ・雨量計の設置を促進するとともに、利用していないため池については廃止工事を推進します。
- 計画的な戸別訪問の実施や、広報紙や市ホームページなどによる啓発を行うとともに、住宅耐震化に必要な補助を行います。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	大雨による湛水被害を軽減するために、国や県など関係機関と連携し国営総合農地防災事業等を実施しており、事業の推進により少しづつ軽減が図られていることを踏まえ判断しました。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-4 防犯・交通安全対策の推進	施策責任者	危機管理部長 木村 幸司
目指す姿	交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。		
関係課	交通政策課、危機管理消防課、商工労働課、道路河川課、建設総務課	個別計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	16.2	10/39位	9.8	22/39位	●令和5年度実施の市民意識調査において、「防犯・交通安全対策の推進」に対する重要度は、令和4年度調査結果から微増、満足度はやや下がる結果となりました。これは、防犯・交通安全啓発の実施により、重要度は若干上昇したことが考えられます。また、満足度については全国的な交通防犯事故事件の報道等により、低下したものと考えます。
R 4	14.5	10/39位	11.5	21/39位	●ネット通販の普及や社会情勢の変化などの要因により消費生活が多様化するにつれ、消費生活トラブルも多種多様となってきてています。市民生活に身近な問題であり、相談件数や消費生活トラブルに関する出前講座の要望なども増加していることから、市民の関心が高いと考えます。

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	市内交通事故発生件数（人身事故）	件	実績 達成率（%）	90	100			98件未満	岩出警察署管内 R3：211件、R4：209件、R5：194件
②	高齢者（65歳以上）の事故発生件数	件	実績 達成率（%）	26	40			44件未満	岩出警察署管内 R3：85件、R4：85件、R5：88件
③	犯罪率	%	実績 達成率（%）	3.76	3.78			3.47%未満	県内 R2：4.22% R3:3.47% R4:3.76%
④	自治会の防犯カメラ設置数	件	実績 達成率（%）	7	6			10	
⑤	消費者被害にあわないように注意している市民の割合	%	実績 達成率（%）	91.7	91			91.7%以上	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①近年では自動車の安全装置の普及や交通安全啓発の効果により横ばい傾向にあります。
 ②自動車の安全装置の普及や運転免許返納等により減少傾向にある中、令和5年度は増加となっています。
 ③令和2年度から減少傾向にあり、令和5年度は令和4年度とほぼ同数となっています。
 ④目標件数に至らなかったが、各自治区からの問い合わせ等が増加しており、関心が高まっています。
 ⑤市民意識調査の結果をみると注意意識が高く、また消費者被害に関する出前講座の要望もあるなど、市民生活に直結するため関心が高いと思われます。消費者被害について手口が多様化、複雑化しており、次々と新たな手口が増えてくるため、継続して市民への注意喚起を行う必要があります。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 国の交通安全の推進として、①歩行者の安全確保、②安全運転意識の向上、③自転車運転マナーの向上について施策が実施されています。
 ●県内の交通事故件数は横ばい傾向の中、高齢者割合が約4割となっています。警察では、運転経歴証明書制度の周知や運転免許証返納者の支援に努めています。
 ●交通安全を推進するため、交通安全推進連絡協議会や交通指導員会、交通安全母の会を設立し、啓発活動を実施しています。
 ●令和4年4月から自動車等の運転前後のアルコールチェックが義務化、また令和5年4月から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。
 ●放棄自動車等の防止及び処理に関する条例を制定し、地域の美観を保持するとともに快適な生活環境の維持を図っています。
 ●特殊詐欺が増加しており、多岐にわたり巧妙化してきています。
 ●地域全体で監視し安全確保を行うため学校や地域、行政、警察が連携しています。
 ●各自治区が自立して地域防犯の推進を行えるよう防犯カメラ・防犯灯の設置補助金交付要綱を制定しています。
 ●消費者を取り巻く環境は、情報化が著しく進展していること等により、多様化かつ複雑化しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
 ●駐輪場などの駐車マナーの啓発や駐輪場などの見回り強化や放置されにくい環境づくりが必要です。
 ○高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺に対する対策が必要です。
 ○交通事故減少のため、関係機関との連携による交通安全施設の整備が必要です。
 ●街頭犯罪で、例年から特に岩出署管内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策が必要です。
 ○消費者相談体制の充実を図る必要があります。
 ●地域ぐるみで、犯罪の起こりにくい体制や環境づくりが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全啓発として、交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導員会などと連携して、登下校時における見守りや啓発品等の配布を実施しています。 ●保育所において岩出警察署と連携し、交通安全教室を開催しています。 ●高齢者を対象とした交通大学を開講し、交通事故防止と交通安全に対する意識の啓発を行っています。 ●自治区の要望により、飛び出しが危険な場所に設置する飛び出し防止看板を配付しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生の自転車マナーと高齢者の交通マナーの向上を図るため、幼少期から高齢者までの交通安全教育として、年齢等に応じた交通安全教室を実施します。 ●高齢者に関する事故は全国的に多く発生しており、関係各課と連携して運転免許証返納者に対する支援策の検討を進めます。
	交通政策課			
②	交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制に関する要望を受理し、関係機関に相談や要望を行っています。 ●交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識等を整備しました。また国道・県道に関しては、国・県に要望しました。 ●交通安全・歩行者安全等の確保のため、区画線・グリーンベルト等を設置しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故を減少させるため、関係機関と連携しガードレールやカーブミラー、標識等を継続して整備します。また、国道・県道に関しては引き続き国・県に要望します。 ●通学路合同点検の結果により対策が必要となった箇所に対して計画的にグリーンベルトや区画線などを設置します。
	建設総務課・道路河川課			
③	放置自転車対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場などの駐車マナー向上に向けた啓発活動を実施しています。 ●市管理地など公共の場所を調査・確認し、関係機関と連携して放置自転車等の防止啓発を実施しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場などの駐車マナーを継続的に啓発することで、歩行者への配慮や盗難防止に取り組みます。 ●放置自転車等対策として、関係機関と連携して各駅駐輪場などの見回りを強化して放置されにくい環境づくりに取り組みます。
	交通政策課			
④	地域防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯啓発活動を実施するとともに、不当要求防止責任者に講習会を実施しています。 ●暴力団追放大会を開催し、暴力団の排除に向けた意識の高揚を図っています。 ●特殊詐欺に狙われやすい高齢者に向けて防犯教室も実施しています。 ●駅駐輪場に設置している防犯カメラは、犯罪抑止と犯罪の早期解決に繋がっており、警察からの防犯カメラ映像の情報提供依頼に協力しました。 ●市が自治会に対して防犯灯や防犯カメラの設置費用の一部を補助することで、各自治区の実情に即した効果的な防犯施設の整備の充実が図られています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●増加している特殊詐欺等の被害を減少させるため、関係機関に専門知識を持った講師の派遣を依頼し、防犯教室等を開催します。 ●犯罪がおこりにくい環境づくりのため、各自治区への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行ない、地域の防犯対策を推進します。 ●公共施設への防犯カメラの設置を推進します。
	危機管理消防課			
⑤	消費者の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談窓口を設置し専門相談員等による消費生活に関する相談を受け付けるとともに解決に向けたアドバイスを行いました。 ●各イベントでの啓発活動や市民に対する啓発講座などを実施しました。 ●消費生活相談に関する講習会に参加し、職員のスキルアップに努めました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者問題の未然防止と早期解決のため、対面に加え将来的にオンライン相談も可能な相談窓口へと拡充するなど相談体制の強化と充実を図ります。 ●成人年齢の引き下げに伴い、若年層に対して消費者被害防止に関する啓発を強化します。
	商工労働課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 通学路安全点検について、各小中学校から危険箇所の報告をうけ、学校・警察・道路管理者（国・県・市）・教育委員会が現地において立会いし改善方法を検討、改善可能な箇所から年次計画的に改修しています。
- 犯罪被害者等への支援に取り組むため、令和6年度に条例制定及び警察等関係団体と連携し、支援を実施しています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 小・中学校の自転車マナーと高齢者の交通マナーの向上を図るため、幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階に応じた交通安全教室を実施します。
- 関係各課との連携により、免許返納者に対する支援策についての検討を進めます。
- 駐輪場などの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放置自転車などの対策として、各駅駐輪場などの見回りの強化や放置されにくい環境づくりに取り組みます。
- ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を関係機関と連携して適正な整備を進めます。
- 消費者問題の未然防止と早期解決のため、対面相談に加えオンラインを活用した相談窓口を開設し、相談体制の強化と充実を図ります。
- 成人年齢の引き下げに伴い、若年層に対して消費者被害防止に関する啓発を強化します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	本施策の取組については、成果に現れにくいのですが、市ののみの取組だけではなく、警察、関係機関・団体等と連携して、交通安全教室や高齢者に向けた防犯教室などを開催し、継続的に交通事故や犯罪がおこりにくい環境づくりが必要となります。令和5年度は、各活動が通常の規模で実施しました。市民意識調査の「防犯・交通安全対策の推進」に対する満足度は、若干下がりましたが、重要度が上がり、啓発による意識向上がみられるため、「普通」と評価しました。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-1 健康づくりと疾病予防	施策責任者	市民部長 上中 和利
目指す姿	市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組み、生涯を通して健康的な生活を送ることができます。		
関係課	健康推進課、国保年金課	個別計画	健康増進計画、いのち支える自殺対策計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	13.6	13/39位	46.4	2/39位	●令和5年度の市民意識調査によると、健康づくりに意識的に取り組んでいる人の割合は、「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」を合わせると66.4%で、令和4年度の65.8%から増加しています。 ●令和5年度の「健康づくりと疾病予防」の満足度は2位で令和4年度と変わらず、重要度は13位で令和4年度の16位から上がっています。
R 4	9.9	16/39位	39.4	2/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	健康寿命 【男性】	歳	実績 達成率 (%)	79.78	79.31			79.94歳以上	R2年健康寿命(国) 80.09(県) 79.61 平均寿命(国) 81.64(県) 81.17(市) 81.38
②	健康寿命 【女性】	歳	実績 達成率 (%)	84.09	84.2			84.40歳以上	R2年健康寿命(国) 84.41(県) 84.08 平均寿命(国) 87.74(県) 87.50(市) 87.79
③	各種がん検診受診率 【乳がん検診】	%	実績 達成率 (%)	18.6 74.4	21.8 87.2			25	69歳以下(R4年度)(国) 16.2%(県) 17.4%(市) 26.6%
④	特定健診受診率	%	実績 達成率 (%)	38.2 91.0	40.7 96.9			42	R5年度38.2%(市町村国保特定健診受診率県速報値)
⑤	健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	%	実績 達成率 (%)	65.8 94.0	66.4 94.9			70	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①②健康寿命（日常生活に制限のない期間）の算出方法は複数ありますが、市では介護度2～5の人数を使って計算しています。平均寿命と健康寿命の差が日常生活に制限のある期間となります。市独自に算出した平均寿命（男）80.93歳、（女）87.59歳から健康寿命を差し引くと、日常生活に制限のある期間は、男性1.62年、女性3.39年となります。
③各種がん検診は新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、感染防止対策を講じながら検診を実施した結果、受診率は回復しつつあります。
④新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け低下した特定健診受診率は、回復傾向となっています。引き続き、受診率向上のため周知啓発の強化等、効果的な受診勧奨を実施していく必要があります。
⑤健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合は66.4%で、令和4年度の65.8%と比べると0.6%増加しており、年代別にみると、30代で3.6%の減少（61.6%→58.0%）、40代で2.4%の減少（62.4%→60.0%）、50代で4.4%の増加（63.0%→67.4%）となっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国は、令和6年度から始まる健康日本21（第三次）のビジョンを「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」としています。紀の川市においても、国のビジョンに基づく健康づくりを推進するため、第3次紀の川市健康増進計画を策定しました。（計画期間：令和6年度～令和17年度）
●国は、第4期がん対策推進基本計画で、全体目標として「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」を掲げています。
●令和6年4月に、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置付けられ、ワクチン接種が令和6年の秋から高齢者を対象とした定期接種として実施されます。
●国は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発症及びまん延に備えることを目的に、機動的なワクチン接種が実施できる体制整備として、マイナンバーによる接種対象者の確認や接種記録の登録等ができる予防接種事務のデジタル化をすすめており、令和8年度中の運用開始を目指しています。
●令和5年の全国自殺率は17.3（人口10万対）で、ほぼ横ばいで推移しています。男性の自殺者は、女性の約2.1倍となっています。
●紀の川市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に繋げるため、紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画を策定しました。（計画期間：令和6年度～令和11年度）
●令和5年の気候変動適応法の改正により「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。同法に基づき、環境省は從前から運用してきた「熱中症警戒アラート」に加え、新たに「熱中症特別警戒アラート」を発表することとし、令和6年4月24日から運用が開始されています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○がん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
○世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
●市民の主体的な健康づくりを支援するため、「紀の川市民健康づくり11か条」の周知と取組の推進が必要です。
○これらの健康づくりにつながる取組を推進していく必要があります。
●自殺を「社会の問題」として捉え、自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やす包括的な支援の取組が必要です。
○特定健診受診率・特定保健指導利用率を向上する必要があります。
○感染症の予防の徹底とまん延防止に取り組む必要があります。
●環境省から「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、防災行政無線放送等で市民に注意喚起し、指定暑熱避難施設の指定について検討する必要があります。
●住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発症及びまん延に備えるため、県や関係医療機関と連携し予防接種事務のデジタル化を検討する必要があります。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	健康づくりの推進 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の健康づくりを推進するための「第3次紀の川市健康増進計画」を策定し、「紀の川市民健康づくり11か条」を各戸配布しました。 ●運動習慣をつけてもらうために、1ヶ月で1人20万歩を目標とした「チャレンジ100万歩」を実施しました。 ●1月の集団がん検診時に骨密度測定を実施しました。 ●歯周疾患検診の対象者にナッジ理論を用いた受診勧奨ハガキを送付し、受診率向上に取り組みました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に関心のある民間企業と連携して、40代、50代の運動習慣者の増加を図る取組を推進します。 ●市民の運動習慣の定着を図るために、ウォーキングアプリの導入を検討します。 ●集団検診時に骨粗しきょう症検診を実施するとともに、骨粗しきょう症を予防するための食事や運動について周知していきます。 ●歯周疾患検診の受診勧奨ハガキの効果について評価しながら、引き続き受診率の向上に取り組みます。
	がん対策の推進 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●ピンクリボンキャンペーンや広報紙による啓発などを通じて、がん検診の受診勧奨を行うとともに、Webによる集団がん検診の申し込みを開始し、受診率向上に取り組んでいます。 ●10月の乳がん月間に、府舎に懸垂幕、乳がん検診啓発ブースを設置し、休日に乳がん検診を実施しました。 ●胃がん検診のエックス線検査における二重読影の体制を整え、精度管理の充実を図りました。 ●20～69歳の子宫頸がん検診未受診者全員に受診勧奨ハガキを送付し、受診率向上に取り組みました。 ●精密検査が必要な人に対するフォローを行い、精密検査の受診率向上に取り組みました。 		<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診未受診者への受診勧奨を継続して実施し、受診率向上に取り組みます。 ●10月の乳がん月間での取組を継続します。 ●医師会と連携を密にし、がん検診の精度管理を充実させた体制づくりに取り組みます。 ●精密検査が必要な人へのフォローを継続して実施し、精密検査の受診率向上に取り組みます。 ●健康管理システムについて、国が進めるシステム標準化に対応していきます。
③	自殺対策の推進 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●紀の川市いのち支える自殺対策計画推進のため、ゲートキーパー養成研修を実施しました。 ●紀の川市いのち支える自殺対策協議会及び紀の川市いのち支える自殺対策推進本部会を開催し、自殺対策に関する取組の情報共有を行いました。 ●令和5年度より、紀の川市内小学4年生を対象にいのちの尊さを伝えるための「いのちの授業」を7校10クラスに実施しました。 ●各課の窓口に相談に来庁した市民のニーズを的確にとらえ、府内の適切な部署にスムーズにつなげることを目的とした、「つなぐシート」のレイアウトを令和5年度に考えました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートキーパー養成研修を継続して実施します。 ●第2期紀の川市いのち支える自殺対策計画を作成し、引き続き自殺対策推進のための取組について検討していきます。 ●今後は、紀の川市内小学4年生全クラスを対象に「いのちの授業」を実施します。 ●各課で選出された自殺対策担当委員を対象として「つなぐシート」を用いた研修を行い、連携方法などについて共有していきます。
	感染症対策の推進 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスワクチンを特例臨時接種として、那賀医師会等の協力の下、集団接種・個別接種に取り組みました。 ●子宮頸がん（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種の対象者も含め、ワクチンの接種勧奨の通知をしました。 ●公的な接種を受ける機会が無かった一部年代の男性を対象とした風しん抗体検査及び風しんの第5期定期接種について、受検及び接種勧奨を行いました。 ●感染症・食中毒等で生命が脅かされることのないよう、正しい知識の普及啓発に取り組みました。 		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス予防接種について、令和6年4月に高齢者を対象とした定期接種と位置付けられたため、県、岩出市、那賀医師会と連携し、令和6年秋から個別接種が実施出来るよう準備を進めます。 ●子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、情報を発信するとともに、特にキャッチアップ接種が令和6年度で終了するため、対象者への再度の接種勧奨を行います。 ●公的な接種を受ける機会が無かった一部年代の男性を対象とした風しん抗体検査及び風しん第5期定期接種について、令和6年度が最終年度となるため、対象者への再度の勧奨を行います。 ●機動的なワクチン接種が実施できる体制整備のため、国がすすめる予防接種事務のデジタル化を、県、岩出市、那賀医師会と連携し進めています。
⑤	特定健診・特定保健指導の充実 国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ●メタボリックシンドロームに着目し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見、また重症化予防を目的に特定健診、特定保健指導を実施しています。 ●特定健診対象の若年層（40～50歳代）に対し、電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めました。 ●特定健診の未受診者に対し、受診勧奨のハガキを送付し受診率の向上に努めました。 ●集団特定健診会場において、健診以外の健康チェックや、特定保健指導を実施し、特定保健指導利用者増加に努めました。 ●生活習慣病の重症化予防のため、生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして、活動費用の一部を補助する運動継続支援事業を令和4年度より開始しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●メタボリックシンドロームに着目し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見、また重症化予防を目的に、引き続き特定健診、特定保健指導を実施します。 ●新規の国民健康保険加入者に対して個別特定健診受診券の発行や、国保被保険者で受診確認ができない方に對して、ハガキや電話による受診勧奨や、個別特定健診受診券の再送付を行い、引き続き特定健診の受診率向上に取り組みます。 ●生活習慣病の重症化予防のため、生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして、引き続き運動教室等の開催や、運動継続支援事業の利用促進に取り組みます。 ●紀の川市第3期保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に繋げることを目指し、関係機関と連携を取り、特定健診、特定保健指導をはじめとし、効果的かつ効率的な保健事業に取り組みます。

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

<ul style="list-style-type: none"> ●透析への移行者の増加を抑制するため、引き続き医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。 ●高齢者の医療の確保に関する法律など関係法令等が改正され、全市町村で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施することを義務付けられたため、令和6年度から県内全市町村が実施しています。市では令和4年度から開始しており、府内関係課や関係機関と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいます。 ●熱中症予防を啓発するとともに、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、市民への周知に取り組みます。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診未受診者への受診勧奨を継続して実施し、受診率向上に取り組みます。 ●「健康増進計画」に掲げた健康課題のうち、特に市民の運動習慣の定着を図るために、ウォーキングアプリの導入を検討します。 ●紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画において、健康課題に対応するための保健事業として、前計画から引き続いての保健事業3事業に加え、生活習慣病重症化予防事業、運動習慣定着促進事業への取組を新たに計画しているので、関係機関と連携をとり各事業を進めていきます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診未受診者への受診勧奨により、受診者数増加につながっているため。 ●がん検診の二重読影体制の充実により、精度管理の向上を図っているため。 ●特定健診受診率の向上のため、未受診者対策を充実させるとともに、若年層に対し健康に対する意識づけをし特定健診受診に繋げていく事業も継続して実施している。 ●対象者が生活習慣病の重症化予防を目的に、運動を継続的に生活習慣として取り入れるための活動費用の一部を補助する運動継続支援事業を開始し、生活習慣改善への取組を支援している。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-2 地域医療体制・医療保険制度の充実	施策責任者	市民部長 上中 和利
目指す姿	市民の誰もが必要なときに安心して、質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。		
関係課	健康推進課、国保年金課	個別計画	国民健康保険第3期保健事業実施計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	30.3	3/39位	21.0	13/39位	●地域医療体制・医療保険制度の充実についての満足度を計る「令和5年度紀の川市市民意識調査」で39.0%の方が、「満足」・「まあ満足」と回答しており、令和4年度の45.1%より減少しています。 ●令和5年度の満足度順位は13位で令和4年度と変わらず、重要度順位は3位で令和4年度の2位から下がっています。 ●重要度が3位ですが、満足度が13位です。地域医療体制・医療保険制度の充実が求められています。
R 4	30.6	2/39位	20.6	13/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	かかりつけ医を持っている人の割合	%	実績 達成率 (%)	67.6 90.1	67.2 89.6			75	県 70.2% (R5) 目標 90% (R11)
②	地域医療に満足していると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	42.5 42.3				42.5%以上	
③	救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	%	実績 達成率 (%)	56.1 57.8				56.1%以上	
④	国民健康保険税収納率（現年課税分・一般分）	%	実績 達成率 (%)	97 99.7	96.8 99.5			97.3	R4年度 県平均 95.37%
⑤	子ども救急相談ダイヤル（#8000）の利用件数	件	実績 達成率 (%)	526 87.7	675 112.5			600	県 7,632件 (R1) 5,969件 (R2) 5,745件 (R3) 8,262件 (R4) 10,382件 (R5)

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①かかりつけ医をもっている人の割合は、やや減少しており、県平均値よりも低くなっています。
②地域医療に満足していると感じている市民の割合は、減少しています。
③救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合は、令和4年度とほぼ同水準です。
④口座振替の推進や、コンビニ納付などによる様々な納付機会の提供により、前年度に比べ0.2ポイント下がったものの高い収納率を確保することができます。
⑤子ども救急相談ダイヤルの利用件数が、県全体でも増加しており、特に、救急医療相談の件数が増加しています。新型コロナウイルス感染症が5類疾病に移行したことにより、外出等、人との接触機会が増えたことが利用件数の増加に影響していると考えられます。また、例年、午後7時から9時までの時間帯に、相談件数が多くなっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●県の医療提供体制の構築の方向性を示す計画として医療法に基づき「第八次和歌山県保健医療計画」が策定されています。（計画期間：令和6年度～令和11年度）この計画は、令和7年におけるるべき医療体制を定める「和歌山県地域医療構想」（計画期間：平成28年～令和7年）、「第八次（前期）和歌山県医師確保計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）及び「第八次（前期）和歌山県外來医療計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を内包しています。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度を基本に、紀の川市として独自に中学校卒業まで対象者を拡大し制度を運用してきましたが、さらなる子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和5年8月1日診療分から18歳まで対象者を拡充するとともに、19歳から24歳までの大学生等の入院に係る自己負担分に対しても助成を行うよう制度の拡充を行いました。
●安定的なへき地医療の提供に向けて、現在老朽化した鞆瀬診療所の新築移転を進めています。
●マイナンバー法等の改正により、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます。
●紀の川市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に繋げるため、紀の川市国民健康保険第3期保健事業実施計画を策定しました。（計画期間：令和6年度～令和11年度）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○患者の状態に応じた適切な医療を安定的かつ継続的に提供することができる体制づくりを進める必要があります。
○安心して出産することができる体制が必要です。
○へき地においても充実した医療が提供できるよう診察環境などを整える必要があります。
○国民健康保険制度の安定的な運営を図る必要があります。
●岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会などと連携し、災害時の救急医療体制の構築が必要です。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度の対象者の拡充を要望するとともに、国における財政支援を前提とした子ども医療制度の創設を要望していくことが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公立那賀病院の良質適正な医療提供のため、負担金の支払いを行っています。 ●紀の川市に産婦人科を誘致するため、開業支援補助金を予算化し、全国の国保連合会、都道府県産婦人科医会へパンフレットを送付し、ホームページにも掲載しています。 ●妊婦や妊娠を考えている女性が市外で出産することの不安や経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう支援するため、妊婦健診を受診する際の交通費助成として妊婦通院支援給付金を令和5年度から支給しています。 ●骨髓の提供を受けた方等も安心して生活ができるよう予防接種の助成制度の整備を行っています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●公立那賀病院について、一部事務組合の構成市である岩出市や岩出保健所と連携しながら、安心して医療が受けられる医療体制を支援します。 ●紀の川市に産婦人科を誘致するため、開業支援補助金を予算化し、周知活動を継続します。 ●妊婦健診を受診する際の交通費を助成する妊婦通院支援給付金の支給について、紀の川市に分娩できる医療機関が開設されるまで継続します。 ●骨髓提供者が安心してドナー登録できる支援に取り組みます。
	健康推進課			
②	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●初期救急医療、二次救急医療及び小児救急医療の円滑な運営のため負担金を支払っています。 ●那賀休日急患診療所は、令和3年9月から新診療所で診察を開始しています。 ●赤十字血液センターと協力して献血を実施し、輸血用血液等の確保に努めています。 ●毎月、広報紙へ休日夜間診療の電話案内を掲載し情報提供に努めています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅当番制の歯科救急医療、病院群輪番制による二次救急医療、小児救急医療を維持します。 ●那賀休日急患診療所が一次救急として、休日の地域医療を守る拠点として維持します。 ●市民がスムーズに救急医療受診ができるように情報提供に努めます。
	健康推進課			
③	福祉医療費助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉医療費助成制度については、対象者への周知や、申請・更新書類の送付を行うなどし、きめ細やかな対応を行っています。 また、対象者に助成を行うことで、安心して医療機関を受診できるよう取り組んでいます。 ●子ども医療費助成制度については、令和5年8月1日診療分から18歳までの子どもの入院・通院に係る自己負担分及び、19歳から24歳までの大学生等の入院に係る自己負担分に対しても助成を行うよう制度の拡充を行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙や紀の川市ホームページ、また関係課と連携し、福祉医療制度の周知徹底を図り、すべての対象者の方が助成を受けられるよう取り組みます。
	国保年金課			
④	へき地医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険直営診療施設においては、指定管理者制度導入により、施設管理及び診療行為を指定管理事業者において行うことで、一般会計からの繰入金縮減など経費改善を実現しました。 ●「鞆湊地区公共施設等再編事業」においては、鞆湊診療所と鞆湊出張所の複合施設の建設工事を実施しています。 ●国民健康保険直営診療施設の運営について、令和6年度から引き続き指定管理者制度による運営を継続しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●「鞆湊地区公共施設等再編事業」による鞆湊診療所の移設に合わせて、地元からの強い要望があるリハビリ事業を実施し、新たな収入を確保するため、関係機関や、指定管理事業者と協議を行っていきます。
	国保年金課			
⑤	国民健康保険制度の安定的運営	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県とともに保険者として、国民健康保険制度の安定的運営に取り組んでいます。 ●被保険者の健康寿命延伸と、医療費の適正化を目指し、効果的かつ効率的な保健事業を実施しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、安定的な国民健康保険制度の運営を推進します。 ●和歌山県から示される標準保険料（税）率を基本に、適切な税率設定を行います。 ●国民健康保険事業運営基金を適切に活用し、急激な被保険者の負担が生じないように努めます。 ●紀の川市第3期保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に繋げることを目指し、関係機関と連携を取り、各種保健事業に取り組みます。
	国保年金課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 和歌山県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度の安定運営に取り組んでいます。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 産婦人科医院誘致開業支援補助金事業について、申請状況により補助内容の見直しを検討します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	紀の川市に出産できる医療機関が無い状態が続いているが、市外の医療機関へ妊婦健診を受診する際の交通費助成として妊婦通院支援給付金を支給することで、経済的負担を少しでも解消することができました。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-1 地域福祉の推進	施策責任者	福祉部長 鳩田 雅文
目指す姿	地域に暮らす人々がともに支え合える地域をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。		
関係課	社会福祉課	個別計画	地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	7.9	18/39位	18.3	17/39位	●令和5年度の市民意識調査において、「地域福祉の推進」に対する満足度は、令和4年度調査結果から低下しましたが、重要度は上昇しています。地域のつながりが希薄化している中で、地域の支え合い、助け合いが重要であると認識されつつあると考えます。 ●令和5年度の市民意識調査では、地域活動のボランティアに参加したことがある人は、42.9%ありますが、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係のボランティア活動に参加するつもりがない人がそれぞれ45%以上あります。
R 4	6.7	29/39位	23.1	9/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	日	実績 79 達成率 71.8	92 83.6				110	岩出市 令和4年度 43.2日 令和5年度 57.6日
②	民生委員児童委員の充足率	%	実績 100 達成率 100.0	100 100.0				100	全国 令和4年度 (一斉改選) 93.7%
③	ボランティア活動に参加している市民の割合	%	実績 17.4 達成率 69.6	17.1 68.4				25.0	
④	生活保護率	‰	実績 7.05 達成率 %	7.54				7.00以下	県平均 令和4年度 15.76‰ 令和5年度 16.03‰
⑤	自立世帯件数	件	実績 2 達成率 %	1				4年間で10件	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①民生委員児童委員からの活動報告書に基づいた日数。実績は増加傾向にあり、その相談・支援内容は複雑、多様化しています。
 ②任期途中に退任した民生委員児童委員はいたが、後任者があった為欠員が生じなかった。
 ③市民意識調査において、地域活動、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係、それぞれのボランティア活動に参加したことのある市民の割合を平均した数値。令和4年度と比較するとボランティア活動に参加したことがある割合は、ほぼ横ばい状態となっています。
 ④預貯金の減少等の理由により保護開始が廃止を上回り令和4年度と比べ1.07倍と微増となっています。被保護者の約7割が高齢者世帯であり、保護の脱却が難しい状況が予想されます。今後、一層の高齢化により、被保護者の増加が見込まれます。
 ⑤就労支援プランを作成し、相談者の積極的な活動を支援し、自立に繋がった世帯は、1世帯1人でした。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 全国的に少子高齢化、核家族化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の福祉ニーズが多様化するとともに、地域で支え合い、助け合いながら生活する地域のつながりが希薄化してきてています。
 ●地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も必要です。
 ●地域などでは解決できない課題については、各種専門機関などと連携し、情報の共有や解決策の検討を行っていく必要があります、そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していく必要があります。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 地域住民がともに支え合い助け合う地域づくりに取り組む必要があります。
 ○地域福祉を支える担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
 ○複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談・支援体制の充実が必要です。
 ○生活困窮者などに対する就労支援や生活再建のための適切な支援が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	多様なニーズに対応できる支援体制の構築 社会福祉課	●地域住民の複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応することができる断らない相談支援体制、包括的な支援体制を構築するために、福祉部内での連携会議を実施し、検討を行いました。 ●相談から支援につなぐために、福祉部内の相談窓口や事業の紹介を市公式YouTubeで公開し、市民への周知を図りました。	普通	●地域住民の生活課題や福祉ニーズに対応できる相談支援体制として「つなぎ先シート」の窓口設置や相談事業の周知などをを行いながら、庁内各部署や福祉関係機関などとの連携を強化します。 ●多様な相談に対応できる職員の育成に取り組みます。 ●各相談窓口の一覧などを広報紙やホームページなどに掲載して周知を図ります。
②	地域におけるつながりの構築・強化 社会福祉課	●民生委員児童委員が挨拶や声かけに努め、子どもの安全、高齢者の安否確認などの見守り活動を推進しました。 ●地域に根ざした地域福祉の実践を進め、地域全体をネットワーク化する活動を行う社会福祉協議会の運営補助を行いました。	普通	●府内各部署や福祉関係機関と連携しながら、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動を通じて、日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや見守りといった双方の視点からセーフティーネットを強化します。 ●民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。
③	活動の担い手の確保・育成 社会福祉課	●各地域で活動されている民生委員児童委員、赤十字奉仕団、ボランティア連絡協議会への活動補助を行いました。 ●民生委員児童委員に対し、地域福祉に関わる公的制度について研修を開催しました。	普通	●社会福祉協議会が行うボランティア養成事業を支援し、ボランティアの養成を強化します。 ●地域の身近な相談相手である民生委員児童委員などの活動を強化するため、研修や情報提供などの充実を図ります。
④	さまざまな問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護 社会福祉課	●不就労者や生活困窮者に対して、相談や支援を行う生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、個別の困窮実態に応じた支援を行いました。 ●生活保護受給者に対し、保健師と連携し身体や生活状況を聞き取り、生活改善に向けアドバイスを行う等、健康増進を推進することで自立支援に繋げるための取組を行いました。	普通	●生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、生活困窮者に対し継続的な伴走支援を実施します。 ●生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを保健師等とともに実施し、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努め、就労機会の確保に積極的に取り組みます。
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●国の施策により、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯である住民税非課税世帯等に対して、給付金を適切に支給しました。 ●国の施策により、物価高の影響を受けている低所得者及び定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる低所得者等に対して給付金を給付する事業を令和5年度から令和6年度に継続して実施します。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●紀の川市の地域性を活かした地域共生社会（制度・分野の枠や「支える側」「受け手側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、市民一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていく事のできる社会）の構築に向け、市役所各部署だけでなく多機関協働で協議、実践を重ねていきます。 ●社会福祉法に規定された地域福祉のリーダー的存在であり、地域ネットワークを持っている社会福祉協議会が、地域共生社会構築のコーディネーター的役割を担えるよう協働して取り組みます。 ●生活困窮者の自立促進を包括的に支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく業務を社会福祉協議会と協働して市民の多様化・複雑化する相談に対応し、相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	●少子高齢化、核家族化等により人と人との繋がりが希薄化している中で、既存の地域活動を継続し続け、民生委員児童委員への研修を実施することで地域福祉を担い支える人材育成に取り組んでいます。 ●複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制への取組を進めています。 ●生活保護制度については、適正実施に努めています。 ●窓口相談のほとんどが生活保護申請になっていましたが、相談者のおかれている状況を把握し、生活困窮者自立相談支援事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、自立に向けての支援に努めています。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	施策責任者	福祉部長 嶋田 雅文
目指す姿	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるまちを目指します。		
関係課	高齢介護課、地域包括支援センター	個別計画	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	20.0	5/39位	20.9	14/39位	●高齢者施策については多くの市民が非常に重要視していることがうかがえます。しかし、満足の度合は令和4年度より大きく順位を下げています。不満に思っている人の割合が令和4年度の15.6%から12.5%とやや改善していますが、満足と思っている人の割合は令和4年度の45.0%から33.3%と大幅に下がっており、ニーズに添ったきめ細やかな施策の展開とさらなる内容の充実が求められています。 ●令和4年12月実施の高齢者実態調査では、今後拡充が必要な施策として「介護している家族等の支援」、「移動手段の充実」、「在宅サービスの充実」の順で重要となっており、在宅で介護されている人に限っては、「介護している家族等の支援」、「認知症対策の充実」、「身近で通いや泊まりなどのサービスが受けられる事業所等の充実」と「移動手段の充実」の順となっています。
R 4	29.2	3/39位	23.1	8/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数	人	実績 達成率 (%)	45 60.0	63 84.0				75
②	認知症サポーター数	人	実績 達成率 (%)	5,497 76.3	6,193 86.0			7200	橋本市 9,200人 (R6.3末)
③	介護認定を受けている人の割合	%	実績 達成率 (%)	21.7	21.2			21.9%未満	橋本市 18.7% (R6.3末) 県全体21.9% (R6.3末)
④	自主運動サークルなどの活動拠点数	拠点	実績 達成率 (%)	123 72.4	118 69.4			170	
⑤	災害時要援護者名簿登録者のうちハザードエリア内に住む者の個別避難計画作成済者数	人	実績 達成率 (%)	2 2.5	7 8.9			79	

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①	令和3年度に事業を開始した認知症高齢者等個人賠償責任保険ですが、徐々に加入者数は増加しており、今後認知症高齢者が増えるにつれ、加入者も増加していくものと見られます。
②	認知症サポーター登録者数は令和5年3月末から令和6年3月末の1年間で696人（内訳：中学生363人、事業所48人、一般285人）増加しました。市民や市内中学校、団体など幅広い年代の方に養成講座を受講いただきました。
③	令和5年3月末時点では紀の川市の認定率は21.7%で県内12番目の高さでしたが、令和6年3月末時点では紀の川市の認定率は21.2%で県内13番目の高さとなっており、認定率は徐々に低下して既に令和8年度の目標値を下回っています。今後さらなる低下を目指します。
④	④自主運動サークルなどの活動拠点は令和4年度から5拠点減少し118拠点（内訳：自主運動サークル32カ所、てくてく体操86カ所）となりました。活動の中心となる世話役のリーダーがいなくなり、後継のリーダーが育たず活動を取りやめたものです。
⑤	⑤令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受け、ハザードエリア内に住む要援護者名簿登録者79名を優先的に作成していきます。これまで人手不足もあり進捗状況は低調でしたが、令和6年度からは一部を居宅介護支援事業所に委託することで作成数の増加を図ります。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は総務省統計局の人口推計令和6年3月確定値で29.2%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、34.0%（令和6年3月時点）と全国値を上回っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の高齢者人口は今後も増加し、令和12年頃にはピークに達し、その後緩やかに減少していくと見られるものの、全国的には2040（令和22）年頃に団塊の世代ジュニアが65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代（担い手）が大きく不足するという2040年問題に直面し、本市においても現役世代（担い手）と高齢者の割合がほぼ同じになり、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズも一層増加することが予想されます。
●「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると認知症高齢者の数は、令和7年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、認知症は誰もがなりうる可能性のある身近な病気となっています。令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国や地方公共団体は認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務となり、国民の責務として、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされました。今後、法に基づき必要な施策を講じ共生社会の実現を推進していく取組が必要です。
●令和4年実施の機能チェック調査の結果からコロナ禍である令和2年と令和4年の2ヵ年の調査では、コロナ禍前である平成28年と平成30年の2ヵ年の調査と比べて健常高齢者からフレイルへ進行した人の割合が5%高くなっています。コロナフレイルの影響が示唆されます。
●厚生労働省は令和7年までに住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、取組を推進することが望ましいとしていますが、本市においては令和6年3月時点で約6%となっています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

○高齢者が生きがいを見つけ、社会活動に参加するには、就労やボランティア活動などの機会の確保や充実を図ることが必要です。
○認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になってしまふ安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりが必要です。
○認知症サポーターを育成し、チームオレンジとして地域での見守り活動や啓発活動に取り組む人材を育成する必要があります。
○今後増加が予想される独居高齢者や高齢者のみの世帯への対応として、地域の活力による見守りなどの共助体制を確立する必要があります。
○新型コロナウイルス感染症による活動自粛に起因するフレイルの進行について、今後対策を講じていく必要があります。
●高齢者の自発的な健康づくりなどの介護予防活動の推進と適正な介護サービスの提供を担保する事業所への運営指導等の強化により、介護保険制度の持続可能性の確保が重要です。
●デジタル社会が進行する中で、高齢者のデジタルデバイドが懸念されており、高齢者が取り残されないような支援が必要です。
●個人情報保護の意識の高まりにより、災害時要援護者名簿への登録や個別避難計画の作成を辞退する人が増えています。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルチェック事業において、市民ボランティアの「フレイルサポート」を養成し、新たなコミュニティ組織を創設しました。 ●フレイルサポートに見守り活動等の福祉活動を行う「地域見守り協力員」を依頼し、ボランティア活動の促進を図っています。 ●一般公募により、フレイルサポート以外の「地域見守り協力員」の増員を図りました。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と高齢者のサポートに関する市と協働で取り組むための包括連携協定を締結しました。 ●元気高齢者の就労やボランティア活動の機会確保に取り組む就労的活動支援コーディネーターを配置し、市内の介護事業所と就労意向のある元気高齢者とのマッチングを行いました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を続けられるよう、ボランティア活動や世代間交流などのさまざまな機会を活用した社会参加の促進や、学習・文化・スポーツ等へ参加しやすい環境づくりを推進します。 ●就労的活動支援コーディネーターによる就労希望の高齢者と受入可能な介護事業所とのマッチングを行い就労機会の提供及び介護人材の確保を図ります。 ●「市民による市民のためのフレイルチェック」を合言葉に、引き続きフレイルサポートを養成するための講座を開催していきます。 ●フレイル予防アプリを利用して介護予防活動や介護ボランティアに参加した人にポイントを付与することで健康づくりや社会参加の動機付けを行います。
	高齢介護課			
②	認知症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●9月の認知症月間に認知症啓発のための「オレンジガーデニング・プロジェクト」をボランティアグループでも協力依頼など、啓発活動を拡大しました。 ●令和4年から開始した認知症本人と家族の方との交流の場である「紀の川おれんじ広場」は開催回数を増加するだけでなく、医療機関にも広がり認知症を対象とした「おれんじ」が開催され、協力連携しました。 ●認知症サポート養成講座を受講した事業所等に「認知症サポートがいます」ステッカーを配布・掲示し、認知症の方に安心して利用してもらえるように啓発しました。 ●認知症初期集中支援チーム活動については、医師も参加した個別ケースの検討を行う検討会を開始しました。 ●徘徊の可能性がある高齢者について、G P S 端末機の貸与や本人情報の事前登録・協力機関への情報提供のネットワーク化を図り、登録者の衣類や持ち物に貼付し、スマートフォンで読み取ると市と警察の連絡先を表示する二次元コードシールを配付しています。 	高い	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症本人・家族の支援を行うことができるよう専門職配置を充実し地域包括支援センターの機能強化を行うことが重要になります。また、認知症に対する理解を深めるため、認知症月間の啓発や「オレンジガーデニングプロジェクト」等の事業を拡大実施し知識の普及・啓発に努めます。 ●令和6年6月からは「認知症を考える会」と「施策検討会」を統合し、医療と介護の専門職、行政が一体となって認知症施策を検討し、啓発を推進します。 ●第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）においてグループホーム2ユニット（定員18名）の整備を検討します。 ●第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）において、地域支援事業による低所得のグループホーム入居者の家賃等の助成事業の実施を検討します。
	地域包括支援センター・高齢介護課			
③	高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の相談者数も増加しています。専門職を配置し、相談・支援を実施しました。 ●民生委員児童委員や近隣住民、サービス事業者等からの相談や警察からの通告による高齢者虐待報告が増加しており、高齢者虐待防止法を基に事実確認や福祉サービス導入、コア会議の開催、保護など、対応に努めました。 ●判断力の低下した高齢者に対する消費者被害や虐待、生活困窮などの相談に対し、成年後見制度や権利擁護事業等の利用支援のため令和4年度に権利擁護センターを設立し、社会福祉協議会に委託して運営を開始しました。権利擁護センターを紹介するだけでなく、適切な情報提供に努め、センターと連携しその人に合った事業や支援につなげることでその人らしい生活を送れるよう支援しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の尊厳（自己決定権等）を保持するため、高齢者虐待の相談や通報には、高齢者虐待防止法等根拠を基に相談・支援に努めます。特に、高齢者虐待では、本人の意思確認が重要となるため、適切な情報提供だけでなく、安全・安心な環境での本人の意思確認に努めます。 ●権利擁護センターの利用者が増加することが予想されることから、専門職を確保し、連携を強化します。 ●成年後見制度の適切な利用を図るために、市長申立以外の本人・親族等申立てに係る後見人等の報酬額を定め、検討します。 ●災害時要援護者台帳登録者のうち優先度が高い地域に住む者の個別避難計画の作成を居宅介護支援事業所に一部委託して作成に取り組みます。 ●利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントが受けられるよう、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成をしたケアマネ事業所に必要経費の助成をします。
	高齢介護課・地域包括支援センター			
④	介護保険制度の持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの質の向上を図るために、所管する事業者への適切な助言・指導を行いました。 ●総合事業において、積極的に自立支援に取り組む事業所を認定し、適正な評価と成果に応じたインセンティブを付与する仕組みを構築しました。 ●コロナ禍を機に介護認定審査会のW e b 開催とペーパーレス化を実施するとともに、定員の削減を図りました。 ●地域ケア個別会議、地域ケア会議、サロンドケアマネ（介護支援専門員の意見交換・勉強会）を開催し、人材育成に取組み専門職のスキルアップや連携強化を図りました。 ●紙おむつ助成事業について、費用の全額を第1号保険料を財源とする保健福祉事業へ移行しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人フレイルサポート紀の川と協働でフレイル予防の重要性を周知していきます。 ●介護サービスの質の向上を図るために、利用者からの苦情や相談に迅速に対応するとともに、介護サービス事業者に対し適正な運営とサービスの質の確保に向け効果的な助言・指導に引き続き努めます。 ●人材不足が深刻な介護現場の業務効率化（I C T化）による情報共有体制の構築と災害時等の行政との円滑な情報連絡手段の獲得を目的にLINE-WORKSを利用した介護医療事業所同士のネットワークの形成を目指します。 ●認定調査のシステム化による調査員業務の効率化を図り、認定申請増加への対応と調査の平準化及びペーパーレス化に取り組みます。
	高齢介護課・地域包括支援センター			
⑤	地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症対策によりW e b 研修を中心に実施してきましたが、5類移行に伴い集会とW e b の併用を取り入れ、地域ケア会議や自立支援・重度化防止意識改革推進事業の研修を開催しました。また感染症の影響を受けた地域課題や事例検討等について話し合い情報交換等の機会となりました。 ●医療と介護の連携推進事業（岩出市と合同）を在宅医療サポートセンターに継続的に委託することで、各部会が継続的に課題解決に努めるだけでなく、介護支援専門員部会についてはより多職種連携を重視した活動に発展することができました。 ●地域包括支援に係る情報の集約や関係機関の明確化など地域包括ケアシステムの構築に活用するため、新システムを導入しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や虐待など複数の課題を持つ高齢者の対応を推進するため、医療・介護・福祉関係者だけでなく、民生児童委員や地区住民とも連携し地域包括ケアシステムの深化を推進します。 ●医療と介護の連携推進事業の実施継続のため、在宅医療サポートセンターに事業委託を継続します。 ●生活支援コーディネーターとの協力体制を構築し、地域住民を含めたケアシステムを推進します。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川及び移動販売事業者と連携し、地域の実情に応じた簡単な生活支援サービスの提供体制を構築します。 ●高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、近隣の人が互いに声を掛け合い見守りを行う体制づくりに取り組みます。
	地域包括支援センター・高齢介護課			
⑥	高齢者の自立支援とフレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●那賀歯科医師会の協力医院と連携し、地域の体操拠点等でオーラルフレイルチェックを実施した結果から必要に応じて受診勧奨することで、個々が協力医院を受診する仕組みを構築しました。 ●フレイル予防及びD X 化推進のため、自身の健康チェックやフレイル状態の分析が行え、運動継続者へのインセンティブとしてポイント付与機能や抽選機能を備えたアプリを開発し公開しました。 ●移動販売事業者と包括連携協定を締結し、移動販売車による移動カフェを通いの場等に派遣し見守りや買い物支援を行っています。 ●ひとり暮らしの高齢者の不安を解消し、離れて暮らす家族が安心して生活を送るように、自宅に通信機能付き電球を設置する事業を開始しました。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●健康チェックイベント等において、NPOによるフレイルチェック及び専門職による健康相談を実施することで、フレイル予防の周知を図り、今後も高齢者が主体的にフレイル予防の取組を継続できるように体操拠点整備と支援をしていきます。 ●地域リハビリテーション活動支援事業の継続上、必要な理学療法士等の専門職の確保に努めます。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と協働でフレイル予防的重要性を周知していきます。 ●高齢者のデジタルデバイド対策の一環として、引き続き元気プラス塾のメニューにスマホ教室を組み入れ、初心者に操作方法の講習を行います。 ●旧白水園については地域の体操拠点として活用し適切に管理していきます。
	高齢介護課			

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築 ・複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースにおいて、福祉部内で横の連携を持ち、世帯・地域が抱える課題に包括的に対応していくための担当者会議を随時開催します。 ●多様な住まいへの支援 ・バリアフリー化のための住宅改修やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどの適切な確保と高齢者の最終的なセーフティネットとして生活支援ハウス及び養護老人ホームへの入居支援を行います。 ●医療・福祉専門職の業務改善 ・専門職の募集や実習生の受け入れによる専門職の確保だけでなく、I C T を活用し業務量の縮小を図ります。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 ●就労したい高齢者と高齢者の就労を希望する介護事業所等とのマッチングを行い高齢者の生きがいづくりと介護人材の確保につながる支援を行います。 ●認知症の人が増加している現状等に適切に対応するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」による施策を展開し、共生社会の実現に寄与するよう努めます。 ●地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、地域包括支援センター機能の充実・強化を図り多職種連携を強化するとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。 ●デジタル社会が進行する中で、情報の受け手としての高齢者が置き去りにされないように、また、日常生活での利便性が向上するよう支援します。 ●第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた施策の展開と進捗管理を行います。 ●近年の局地的豪雨や南海トラフ巨大地震などの自然災害に備え、避難行動を支援者の円滑で迅速な避難を図るために個別避難計画の作成は急務であり、ハザードエリア内に住まわれる人々から順次作成を進めています。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者等個人賃償責任保険の加入者は着実に増えており目標値を上回ることが見込まれることに加え、ほっと安心ネットワークへの登録と併せて行っているので、介護する家族の安心にもつながっていることから達成度は高い。 ●認知症サポート会員数は養成講座を積極的に行なっており登録者が増えており、目標値を上回ることが見込まれるため達成度は高い。 ●介護認定を受ける人の割合は介護予防活動や自立支援の取り組みの効果もあり徐々に低下してきているが、県内でもまだ高い状況から達成度は普通である。 ●ここまで順調に数を伸ばしてきた自主運動サークルなどの活動拠点は活動の中心となる世話役がいなくなつたことで活動を取りやめた拠点もあり、今後は後継者の問題も出てくるなかで、目標達成は困難である。 ●個別避難計画作成者数の達成度はこれまで低かったが、令和6年度から一部をケアマネに委託することで大幅な進捗が見込めるところから目標値の達成が予想される。

施策評価シート（令和5年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-3 障害者の自立支援	施策責任者	福祉部長 嶋田 雅文
目指す姿	障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。		
関係課	障害福祉課	個別計画	障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順	満足度	満足度順	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 5	9.2	17/39位	4.3	24/39位	●令和5年度に実施した市民意識調査では、障害者の自立支援の取組について、満足度の割合が4.3%でした。 ●平成28年度に実施した障害者基本計画策定に係るアンケート調査では、災害が起きた際の不安について、「避難先での生活の不安」が46.3%、「体調に対する不安」が38.9%、「避難する際の移動の不安」が37.2%でした。
R 4	7.6	21/39位	2.5	26/39位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8 (目標値)	ベンチマーク
①	障害のある方が地域で安心して生活できると感じる市民の割合	%	実績 達成率 (%)	41.6 83.2	43.7 87.4			50	
②	就労移行支援事業の利用者数	人	実績 達成率 (%)	18 85.7	26 123.8			21	岩出市 (R5) 8人
③	理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	実績 達成率 (%)	206 25.8	282 35.3			800	
④	障害福祉サービス支給決定者数	人	実績 達成率 (%)	600 98.4	644 105.6			610	岩出市 (R5) 514人
⑤	成年後見制度利用者数	人	実績 達成率 (%)	68 85.0	72 90.0			80	岩出市 (R5) 164人

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①障害のある方のニーズに応じたさまざまな福祉サービスや医療的ケアの提供・充実に努めるとともに、相談体制を強化し、障害のある方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制づくりが求められています。
- ②障害のある方の社会参加の状況を図る指標であり、事業内容が広く認知されてきたことで一定数が利用し、令和5年度の利用者数は増加し目標値を超えています。
- ③目標値を大きく下回っているため、障害のある方への理解促進を図るために、啓発方法や内容を工夫することで参加者数を増やしていく必要があります。
- ④地域社会で自立した生活を営めるよう、それぞれの実情に応じた障害福祉サービスの利用を希望する人は年々増加し令和5年度で目標値を超えています。
- ⑤成年後見制度に関する相談は増加傾向にありますが、成年後見制度利用者数はほぼ横ばい状態となっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の施行に伴い、国による成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。市町村においても成年後見制度の利用促進に向けた取組が重要となっています。
- 本市の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 障害のある方が自らの意思決定により希望する地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進めるための地域生活支援拠点などの整備をより一層進めることが重要となってきています。
- 障害や介護、子育てなどの属性別の支援方法では対応困難な複雑化、複合化した相談内容に対応できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる充実・強化が求められています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は○、それ以外は●）

- 障害のある方に対する市民の理解を促進するための啓発に取り組む必要があります。
- 障害のある方の権利や尊厳が脅かされることを防ぐことが必要です。
- 障害のある方の重度化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進める必要があります。
- 複雑化・複合化している相談内容に対応できるよう相談支援専門員などの相談支援業務に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 災害時などにおいても障害のある方の安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。
- 一般企業などにおける障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃、給料水準の向上が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	理解の促進と支え合う体制づくり 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●紀の川市広げようこころの輪手話言語条例（平成30年条例第1号）を制定し、手話に対する理解を促進する施策や手話を使いやすい環境づくりを推進しています。 ●成年後見制度の利用促進を図るため、相談の中核的機関である権利擁護センター（紀の川市社会福祉協議会に設置）に紀の川市成年後見制度利用支援事業を委託しています。 ●障害者虐待防止センターを設置するとともに、障害者虐待に関する講演会や研修会を開催しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●障害を理由とした差別の禁止と虐待防止に向けた取組を充実し、市民への啓発に努めます。 ●障害のある方への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。 ●障害のある方の権利を守るために、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。市長申立以外の本人・親族等申立てに係る後見人等の報酬助成の実施について検討します。 ●障害のある方やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。
	地域で自立した生活をするための支援 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの支援員の人材育成を図るため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会に人材育成部会を設置し、研修会の開催や情報の共有化を図っています。 ●當時医療的ケアが必要な障害のある児童が、地域で安心して日常生活を送れるよう、サービスの質の確保と充実に関する情報の共有化を図ることを目的とした、医療的ケア児支援連携会議を設置しています。 ●障害のある方やその家族が地域で安心して社会生活を送れるよう、地域生活支援拠点などの体制を整備しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ●複雑化・複合化している相談内容に対応できる相談支援体制の充実を図ります。 ●入所や入院からの地域移行を進めるため、在宅での障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点などの整備・充実を図ります。 ●障害のある子供やその家族に対する相談支援体制や療育支援体制の充実に努めます。
③	障害のある方の就労支援 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労・生活支援センターが拠点となり、障害のある方の身近な地域において就労面及び生活面における一的な支援を行っています。 ●福祉的就労として就労継続支援などの訓練給付を行っています。 ●障害者優先調達推進法に基づき、市指定ごみ袋の一部を就労継続支援事業所に発注しています。 	普通	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用の一層の推進のため、就労移行支援や就労定着支援体制の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。 ●「障害者優先調達推進法」に基づき、就労者の工賃、給料向上に向けた取組を促進します。
	安全・安心が確保される体制の整備 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●那賀圏域障害児・者自立支援協議会防災部会において、障害福祉サービス事業所の防災マニュアルの作成と避難訓練の実施を働きかけ、支援を行っています。 ●災害時要援護者避難支援システムを構築しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行なうことができる体制を整備します。 ●障害のある方やその家族の防犯・防災対策の啓発活動に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所などの防災対策を推進します。 ●公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリー化を促進します。 ●医療的ケア児等コーディネーターを配置するなどして、医療的ケア児等に必要な支援に繋がるような体制整備を進める必要があります。 ●重度日常生活用具給付項目に自家発電機等を追加し、災害時に医療ケアの維持に対する取組を促進します。
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

- 障害のある方への支援体制の整備を図るため、岩出市と共同で那賀圏域障害児・者自立支援協議会を設置しています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

- 障害のある方への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。
- 紀の川市成年後見制度利用支援事業の委託業務の進捗状況について把握し、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用について推進していきます。
- 障害のある方が住みなれた地域で安心した生活が送れるよう、地域生活支援拠点等を面的整備型で実施し、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を行っていきます。
- 自然災害などに対応するため、優先度の高い避難行動要支援者から災害時の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行なうことができる体制を整備します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	障害のある方を地域で支えるための障害福祉サービスは概ね提供できていますが、申請者数やサービス支給量は年々増加しているため、支給決定にかかる事務の効率化や人員の確保が課題となっています。また、少子高齢化や高度情報化に加え、自然災害の多発など、障害のある方やその家族を取り巻く環境は大きく変化し、個々の抱える課題も多種多様化してきています。障害のある方やその家族が安心して地域で生活できるような支援体制づくりが重要であり、特に相談支援専門員の人材確保と質の向上・育成のための取組を推進する必要があります。また、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画作成についても計画的に取り組み、安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。